学校と家庭・地域との良好な関係づくりのための基本方針

## １ 目的

乙部町では、誰もが安心して暮らすことのできる、明るく住みよい地域社会の実現を目指し、人権意識の醸成を図るとともに、互いを尊重し、個人の尊厳が守られる取組を推進している。

この考え方に基づき、学校の教職員もまた一人の人間としてその人権が尊重され、心身の健康が守られるべき存在であると位置づける。

本方針は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」に基づき、学校設置者としての乙部町教育委員会が教職員を過度な負担から守り、適切な就業環境を確保することを目的とする。

これにより、教職員の安全を担保し、学校と家庭・地域との良好な関係を構築し、より良い教育活動を継続的に提供できる環境を維持する。

## ２ 基本的な考え方

学校に寄せられる保護者や地域の方（以下「保護者等」という。）からの意見や要望は、学校の教育活動をより良くするための貴重な情報であり、教職員はこれに対して丁寧かつ真摯に対応することを原則とする。

しかしながら、町が掲げる「人権意識」は、保護者等と職員が互いの立場を尊重し合う関係性において発揮されるものである。教職員の人格を否定する言動や不当・過剰な要求等は、教職員の尊厳と人権を著しく侵害するものであり、職場環境を害する行為として、決して許容されるものではない。

乙部町教育委員会は、教職員が安心して働ける環境を守ることが、より良い教育活動提供の基盤であるとの認識に立ち、組織として毅然とした態度で対応する。

## ３ 不当・過剰な要求等の定義

本方針における不当・過剰な要求等とは、労働施策総合推進法に基づく指針の考え方を踏まえ、「保護者等からの意見や要望等のうち、その内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が学校の運営、社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により教職員の就業環境が害されるもの」をいう。

## ４ 対象となる具体的な行為

以下の例示に該当する行為を、不当・過剰な要求等として取り扱う。

（１）身体的な攻撃（暴行、傷害等）

（２）精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言等）

（３）威圧的な言動（大声、高圧的な態度、反社会的勢力との繋がりを背景とした威嚇等）

（４）長時間の拘束、居座り、不退去又は監禁
（５）執拗かつ継続的な繰り返し要求又は苦情
（６）正当な理由のない過度な要求又は謝罪の強要（土下座等）
（７）金銭、補償、物品等の不当な要求
（８）差別的又は性的な言動（セクシャルハラスメント等）
（９）SNS やメディアへの投稿を武器にした脅し、または教職員個人のプライバシーを侵害する行為
（10）その他、公正な職務の執行を妨げる一切の行為

## ５ 組織としての対応体制

（１）組織的対応の徹底：労働施策総合推進法に基づき、学校管理上の必要な措置として、教職員個人に責任を負わせず、管理職が速やかに介入し組織的に対応する。
（２）警告および対応の打ち切り：不当な言動が継続する場合は、口頭または書面により注意・警告を行い、改善されない場合は速やかに対応を終了し、施設管理権に基づき退去を命じる。
（３）法的措置の検討：悪質なケースや緊急を要する場合は、警察へ通報し、弁護士等と連携のうえ、民事・刑事の両面から厳正に対処する。
（４）教職員の保護とケア：被害を受けた教職員に対しては、速やかに相談窓口の提供やメンタルケア等の必要な支援を行う。
（５）教育委員会による対応：必要に応じて、乙部町教育委員会が学校と連携し、保護者や地域住民等への対応を行う。

## ６ 運用と啓発

本方針をホームページ等で公表し、保護者等に対して「教職員の人権尊重」への理解と協力を求める。あわせて、職員研修を通じて人権意識の更なる向上を図り、すべての人が尊重される職場づくりに努める。

令和 ８ 年１０月 １ 日
乙 部 町 教 育 委 員 会